

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月27日
【会社名】	住友商事株式会社
【英訳名】	SUMITOMO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	(03)6285-5000
【事務連絡者氏名】	文書総務部長 長澤 貴夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	(03)6285-5000
【事務連絡者氏名】	文書総務部長 長澤 貴夫
【縦覧に供する場所】	住友商事株式会社 関西支社（大阪） （大阪市中央区北浜4丁目5番33号） 住友商事株式会社 中部支社（名古屋） （名古屋市中村区名駅1丁目1番3号） 住友商事株式会社 九州支社（福岡） （福岡市博多区博多駅前3丁目30番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）上記のうち、九州支社（福岡）は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第154期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 株主総会の決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり 65円

総額 81,250,299,845円

なお、中間配当金として1株当たり45円を支払っており、当期の年間配当金は1株当たり110円となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月27日

第2号議案 定款の一部変更の件

定款を次のとおり変更する。

- (1) 2021年6月16日に施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、株主や取締役等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会をいう。）の開催が可能となったことから、感染症や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、第12条第3項を追加する。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、第15条を変更する。また、これに伴い、効力発生日等に関する附則を設ける。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、中村邦晴、兵頭誠之、南部智一、清島隆之、諸岡礼二、東野博一、石田浩二、岩田喜美枝、山崎恒、井手明子及び御立尚資を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、坂田一成を選任する。

第5号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役5名（当事業年度末時点の取締役会長及び社外取締役を除く。）に対し、取締役賞与として、総額5億1,300万円以内で、取締役会で決定した連結業績に連動する算定方法に基づき算出される金額を支給する。

第6号議案 取締役報酬額の改定の件

2022年度以降の事業年度に係る取締役の報酬をその種類別に次のとおり定める。

- (1) 例月報酬の総額を年額6億円以内（うち社外取締役の報酬については年額1億5,000万円以内）とする。
- (2) 株式報酬について、報酬の上限額を年額11億円以内、発行又は処分する株式総数の上限を年45万株以内（ただし、上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲で、対象となる各取締役に対して交付する株式数を按分比例等の合理的な方法により減少させる。また、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、当該総数を分割（若しくは割当）比率又は併合比率に応じて調整する。）とする。
- (3) 業績連動賞与の総額を年額7億5,000万円以内とする。

(3) 株主総会決議事項に関する結果等

株主総会決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%) (注)1	可決要件	決議結果
第1号議案	9,511,834	8,346	2,068	99.74	(注)2	可決
第2号議案	8,324,095	1,192,557	5,590	87.29	(注)2	可決
第3号議案						
1 中村 邦晴	8,919,071	600,311	2,835	93.53	(注)2	可決
2 兵頭 誠之	9,323,371	196,784	2,063	97.77		可決
3 南部 智一	9,410,742	109,417	2,063	98.68		可決
4 清島 隆之	9,410,315	109,844	2,063	98.68		可決
5 諸岡 礼二	9,444,011	76,150	2,063	99.03		可決
6 東野 博一	9,444,878	75,283	2,063	99.04		可決
7 石田 浩二	9,361,676	158,482	2,063	98.17		可決
8 岩田 喜美枝	9,445,603	74,558	2,062	99.05		可決
9 山崎 恒	9,443,587	76,573	2,063	99.03		可決
10 井手 明子	9,457,283	62,877	2,063	99.17		可決
11 御立 尚資	9,085,481	434,679	2,064	95.27		可決
第4号議案						
坂田 一成	9,336,952	174,628	10,647	97.91	(注)2	可決
第5号議案	9,455,460	60,147	6,658	99.15	(注)2	可決
第6号議案	9,480,942	34,676	6,672	99.42	(注)2	可決

(注)1 賛成率は、小数点第3位以下を切り捨てております。

2 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

可決要件は、議決権を行使することができる株主の有する議決権(12,494,024個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

可決要件は、議決権を行使することができる株主の有する議決権(12,494,024個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 前記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書(インターネット等による行使を含む。)による事前行使及び当日出席の株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができたものにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しております。よって前記(3)の賛成、反対及び棄権の各個数には、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数(13,665個)は含まれておりません。なお、前記(3)の賛成率の算出に当たっては、当日出席株主のうち当社が賛成、反対及び棄権の確認ができていないものの議決権の数(13,665個)を分母に含めております。

以上